

③企業主導型保育事業等による助成制度

企業主導型保育事業について

事業の目的及び内容

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業を実施していくこととしています。



本事業の主な内容としては、

- ① 多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること
- ② 市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと
- ③ 地域枠も自由に設定できること(利用定員の50%以内)
- ④ 運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われること

など、企業主導型保育事業の特色・メリットを活かした事業展開を図ることができます。

事業の実施者

- 企業主導型保育事業を実施することができるのは、以下の3類型としています。
 - ① 子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が、自ら事業所内保育施設を設置し、企業主導型保育事業を実施する場合
※ 複数企業による共同設置や他企業と共同利用することも可能です。
 - ② 保育事業実施者(保育所等を運営している事業者)が設置した認可外保育施設を、子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合
※ 保育事業実施者にあっては、独自財源で認可外保育施設を設置し、本事業(運営費)の助成を受けることも、本事業の施設整備費を活用して、事業を実施することも可能です。
 - ③ 既存の事業所内保育施設の空き定員を、設置者以外の子ども・子育て拠出金を負担している事業主(厚生年金の適用事業所等)が活用する場合

留意事項 1

次に掲げる実施主体や公的助成を受けながら事業を実施している認可外保育施設等は、本事業の助成対象外になりますので、ご注意ください。

- i 国、地方公共団体
- ii 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けている施設又は事業者
- iii 『地域医療介護総合確保基金』、『事業所内保育施設設置・運営等支援助成金』の助成を受けている事業
- iv その他、公的助成を受けて実施している事業
- v 申請前5年間で、保育施設の閉鎖命令や、助成の取消し等を受けていないこと。

留意事項 2

企業主導型保育事業の助成を受けた子ども・子育て拠出金を負担している事業主等は、事業の実施に当たり、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき、都道府県知事に対し届出を行う必要があります。

利用対象者等

- 企業主導型保育事業の実施に当たっては、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のみで運営することもできますが、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することも可能であり、利用者がどの枠に該当するかは、以下のとおりになります。

従業員枠	地域枠(設定は任意)
<ul style="list-style-type: none">■ 事業実施者の従業員の児童■ 事業実施者と利用枠契約を締結した子ども・子育て拠出金を負担している事業主の従業員の児童 <p>※いずれも非正規労働者を含む(子ども・子育て支援法における保育認定は不要)</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 従業員枠の対象外の児童 (子ども・子育て支援法における保育認定を受けた者の児童等) <p>※地域枠を設ける場合、総定員の50%以内</p>

※保護者のいずれもが就労要件等を満たすことが必要

企業主導型保育事業の運営・設置基準

		子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業	認可外保育施設 認可外保育施設指導監督基準
		定員20人以上	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)		
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	保育所(定員20人以上)の 配置基準+1名以上 最低2人配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 最低2人配置
	資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで)	保育従事者(1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施 (研修予定修了者等を含む)	保育従事者(1/3以上保育士) ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	保育室等	0・1歳児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 2歳児以上 保育室又は遊戯室1.98㎡/人	0・1歳児 乳児室又はほふく室3.3㎡/人 2歳児以上 1.98㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	保育室 1.65㎡/人 ※0歳児は他年齢の幼児の保育室と別区画
	屋外遊戯場	2歳児以上 3.3㎡/人	2歳児以上 3.3㎡/人	原則、事業所内保育事業と同様	—
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	原則、事業所内保育事業と同様 ※認可外基準は遵守	自園調理(外部搬入可) 調理室 調理員

助成対象のイメージ

助成の内容

【整備費】 定額(施設整備に必要な費用の3/4相当分)

【運営費】 定額(企業の自己負担相当分及び利用者負担相当分を除く部分)

※一人当たり単価に利用人数を乗じた額を基本に助成(使途制限は設けない)

※11時間開所を基本に単価設定(13時間開所の単価も設定。多様な働き方への対応へのインセンティブ付けを行う)

新設の場合

【整備費】及び【運営費】の助成を受けることが可能

既存の事業所内保育施設の場合

以下の例について、助成の対象

① 定員を増員した場合

- 新規増員分で企業主導型保育事業を実施する場合に増員部分を補助。
- 【整備費】については、一定程度の定員増を図った上で増改築を実施する場合には、既存分を含めた増改築全体に対して助成。

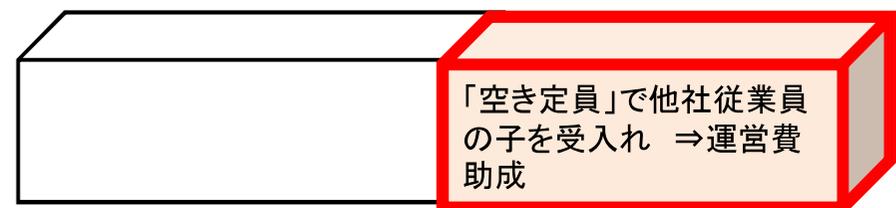
(例)



② 「空き定員」を活用した場合

- 自社従業員に使われていない「空き定員」分を活用して他の一般事業主従業員の子ども等を一時的に受け入れた場合に、【運営費】を助成。

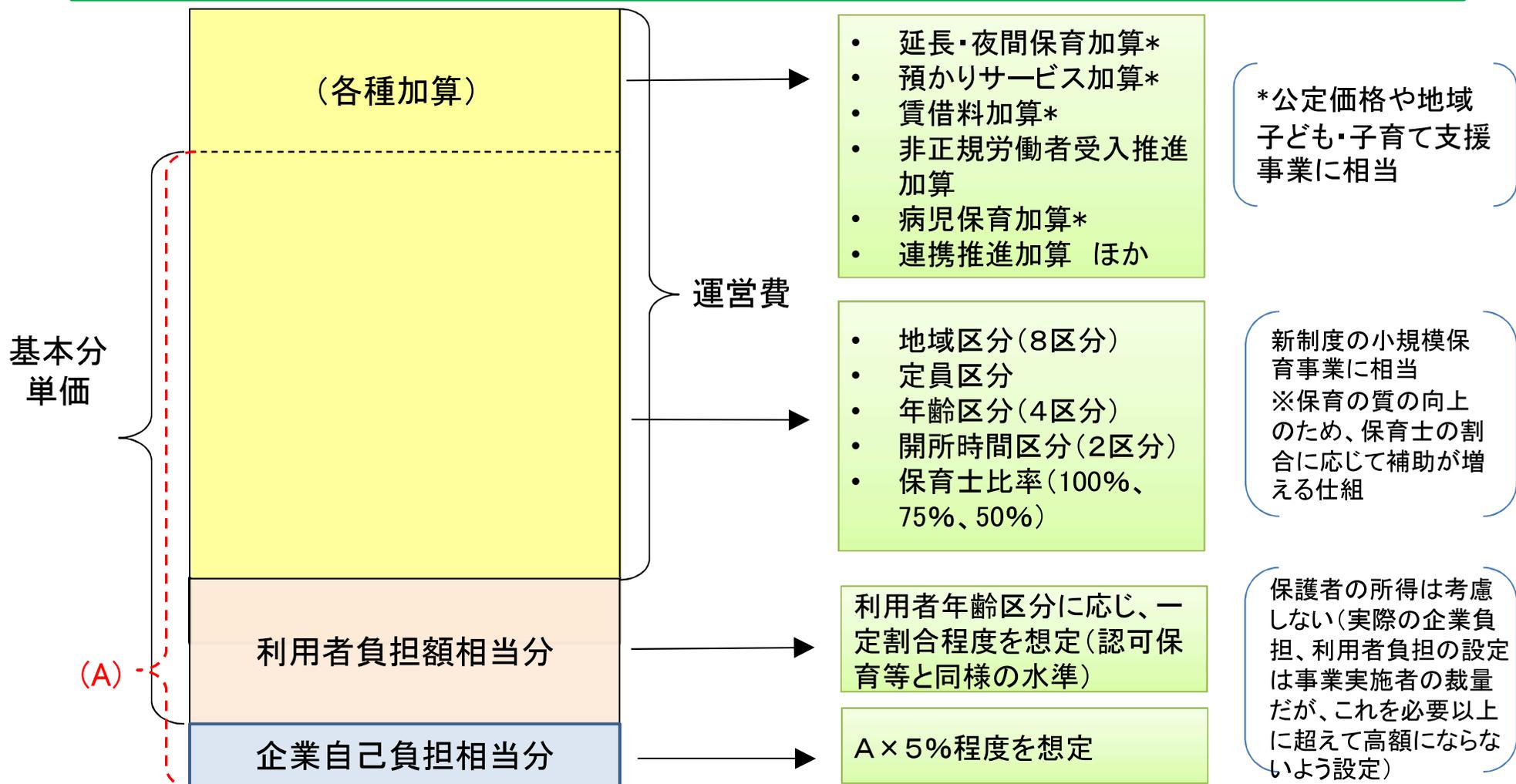
(例)



運営費のイメージ

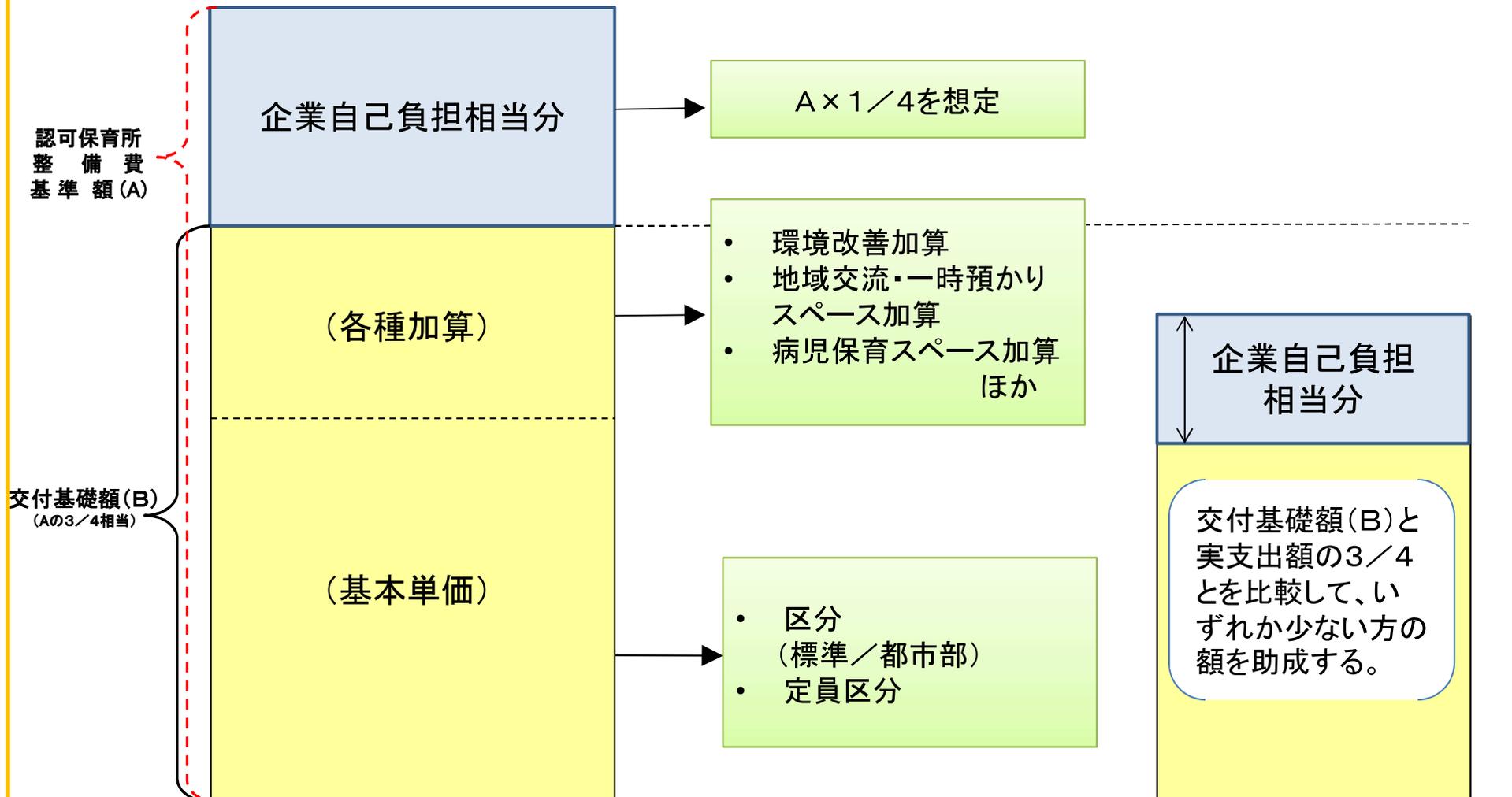
■ 運営費の保育単価は、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格をベースに設定。施設型給付と同様、用途制限は設けない。

- ・ 地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士比率区分(100%、75%、50%)を設ける。



整備費のイメージ

- 整備費の助成単価は、認可保育所整備費の単価と同一水準とする。
- 助成単価は定額(3/4相当分)を交付する。



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

【平成30年度予算:3.8億円 → 令和元年度予算額:3.8億円】

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実に資する。

<事業内容>

①ベビーシッター派遣事業（利用券発行枚数：令和元年度予算：10.2万枚、平成29年度実績：4.4万枚）

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。（補助額2,200円／1回当たり：多胎児の場合は加算）

②ベビーシッター研修事業（研修回数：令和元年度予算：19回、平成29年度実績：19回）

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

<実施主体> 公募団体（独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

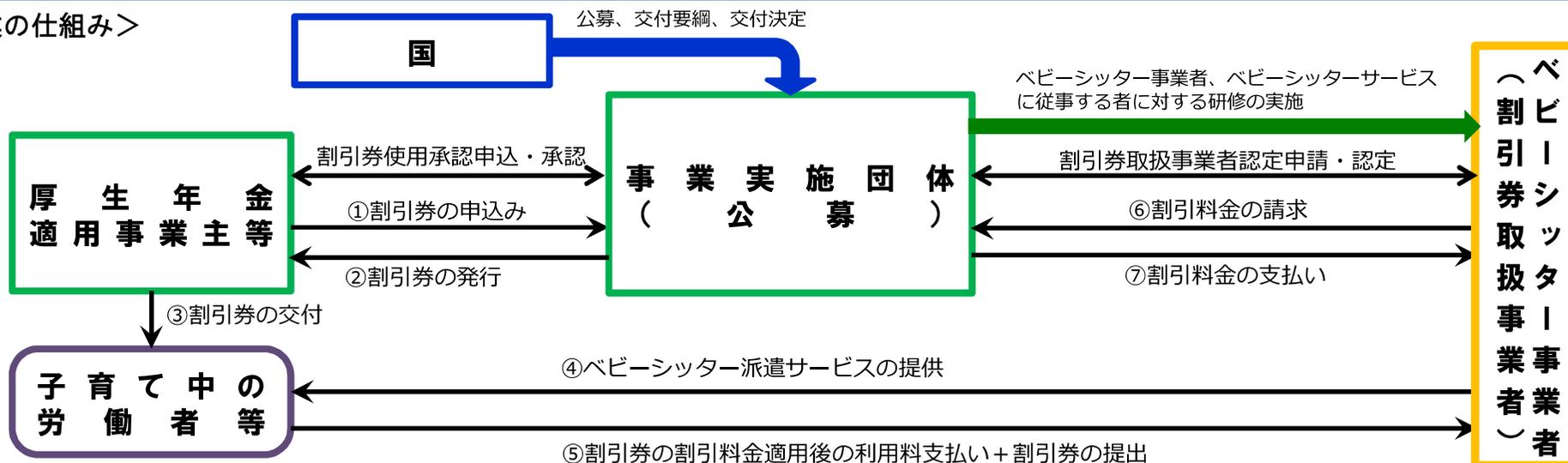
<補助単価>

ベビーシッター派遣事業 事業費：303,748千円 事務費：31,772千円

ベビーシッター研修事業 事業費：25,715千円 事務費：19,380千円

<補助率> 定額（10／10相当）

<事業の仕組み>



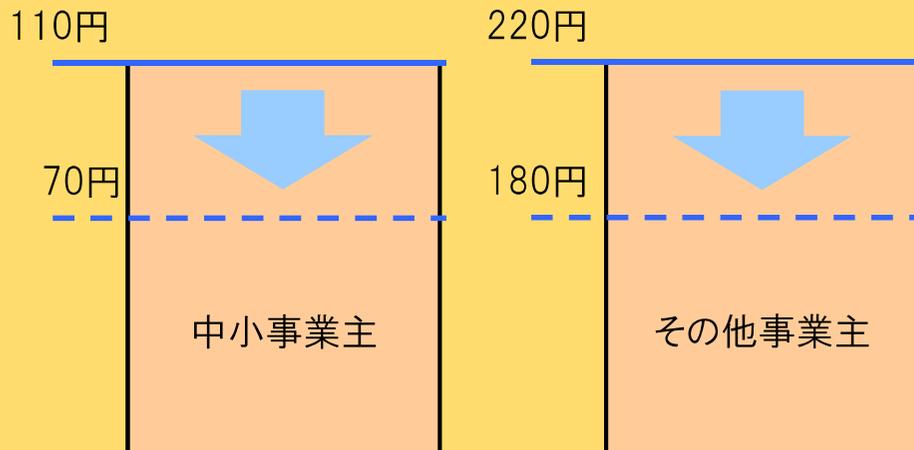
[企業主導型ベビーシッター利用者支援事業] 利便性向上策

事業主が企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を活用しやすくなるよう、令和元年度以降、以下の企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の利便性向上策を講ずる。

○割引券利用企業が負担する割引券利用手数料を軽減する。

- ・中小事業主(従業員1,000人未満)
:5%(110円/枚) ⇒ 3%(70円/枚)
- ・その他事業主
:10%(220円/枚) ⇒ 8%(180円/枚)

《割引券利用手数料(1枚当たり)》



○多子家庭における一日の上限枚数を緩和する。
・1日1家庭1枚 ⇒ 1日子ども1人1枚

《1日の利用可能枚数》

3人きょうだいでも1枚

3人きょうだいなら3枚



※1か月の利用上限(1家庭24枚)は変更しない。

○企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の広報・啓発を強化する。

- ・ 利用に当たっての相談会(申請に係る指導・助言)の開催などを実施する。 など